

STOP! 受動喫煙!



～未来のために今できること。受動喫煙のない健康なまち習志野へ!～

受動喫煙とは、
他人の喫煙により発生した煙にさらされること!



受動喫煙を生じさせないためのルールを定めました!

- 1 路上等（道路・公園・駅前広場）では、
周囲に人がいるときは喫煙できません。
- 2 路上等以外の場所（私有地等）では、
受動喫煙が生じないよう周囲の状況に配慮しなければなりません。
- 3 重点区域内（駅周辺・学校等周辺の路上等）では喫煙できません。
(加熱式たばこは適用除外、ただし、周囲に人がいるときは喫煙できません)

配慮とは、
周囲にいる人に煙が流れ
ないように、場所を変え
る、喫煙をやめる、等

駅周辺の重点区域内で喫煙した場合、**過料（2,000円）**